



平成 21 年 4 月 24 日

各位

会 社 名 株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション
代 表 者 取締役社長 依田 誠
(コード番号 6674 東証第一部・大証第一部)
問合せ先 執行役員 広報室長 西田 啓
(TEL.075-312-1214)

当社子会社元取締役らに対する訴訟提起のお知らせ

当社ならびに当社連結子会社である株式会社 ジーエス・ユアサ パワーサプライ（社長：依田 誠。以下、GYP）および株式会社 ジーエス・ユアサ アカウンティングサービス（社長：前野 秀行。以下、GYAS）は、本日、京都地方裁判所に、当社連結子会社であった株式会社 ジーエス・ユアサ ライティング（平成 21 年 2 月 1 日付けで GYP に吸収合併されたことに伴い解散。以下、GYL）の元代表取締役社長（以下、元社長）および元営業部長（以下、元営業部長）を被告とする損害賠償請求訴訟を提起するとともに、同日、千葉地方裁判所に、GYL の元千葉営業所長（以下、元所長）を被告とする損害賠償請求訴訟を提起いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 訴訟の原因および訴えに至った経緯

当社が平成 20 年 10 月 31 日付けで発表した「当社子会社の不適切な取引に関する報告」等においてお知らせいたしました通り、GYL の千葉営業所において、元所長が架空循環取引（以下、本件取引）を長期間継続して行っていたことにより、当社および GYL において不適切な会計処理がなされ、その結果、当社、GYP（当時の GYL）および GYAS に損害が発生いたしました。本件に関して、元所長については、本件取引を行ったことについて就業規則違反等の責任が、また元社長および元営業部長については、善管注意義務違反、就業規則違反等の責任があると判断し、これによって被った損害の一部の支払いを求めて、損害賠償請求訴訟（以下総称して、本訴訟）を提起したものです。

2. 本訴訟における損害賠償額

当社、GYP および GYAS は、本件取引に基づく損害の一部として、元所長に対して 5 億円、元社長および元営業部長に対して、連帯して、約 8 億円、およびこれに対する遅延損害金の支払いを求めるものであります。

3. 今後の見通し

本訴訟が当社の業績予想に及ぼす影響は現時点ではありません。

以上